

# 産業建設常任委員会記録

令和4年3月16日

【開催日】 令和4年3月16日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時20分～午前3時50分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則	庶務調査係書記	岡田靖仁
-------	------	---------	------

【審査内容】

- 1 シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について  
意見書の提出を求める陳情書について
- 2 閉会中の継続審査事項について

---

午後3時20分 開会

---

藤岡修美委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。審査内容は、シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について意見書の提出を求める陳情書についてです。意見書の提出を求める陳情書であり、この取扱いについて御意見を求めます。

森山喜久委員 意見書を提出するべきだと思います。先般、シルバー人材センターの方々からお話を聞きました。令和5年10月からインボイス制度が導入される予定で、導入されると免税事業者であるシルバー人材セン

ターの会員はインボイスを発行することができないので、消費税に係る仕入控除ができなくなる。そして、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じるので、運営が厳しくなるというお話でした。意見書（案）は「少額の収入しかないセンターの会員の手取額が更に減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する」という内容でしたので、意見書を送付すべきだと思います。

中島好人委員 インボイスが導入されれば、シルバー人材センターの運営が大変なのは当たり前の話で、意見書を上げてほしいというのも分かるんですけど、売上げが1,000万円以下の中小業者もたくさんあるわけですから、それらの事業者にも対応できるようにインボイス制度の導入を中止するような意見も大切じゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

藤岡修美委員長 中島委員の御意見はもっともですが、今回はシルバー人材センターからの意見書なので、この陳情書に論点を絞って議論したいと思います。

恒松恵子委員 参考までに事務局にお伺いします。他市の状況はいかがでしょうか。

岡田議会事務局庶務調査係書記 事前に調べたところ、周南市では12月定例会で本件に類する意見書を関係行政機関に送付しております。そして、防府市や宇部市に確認したところ、まだ確定ではないですが、こういった意見書を関係行政機関に送付する流れがあると伺っております。

藤岡修美委員長 他市の状況の説明を聞きましたが、ほかに御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）意見書を提出するということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは暫時休憩して、文面を詰めたいと思います。

---

午後 3 時 2 5 分 休憩

---

---

午後 3 時 4 5 分 再開

---

藤岡修美委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について意見書の案ができましたので、副委員長に読み上げていただきます。

中岡英二副委員長 それでは、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を読み上げます。「シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。令和5年（2023年）10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。仮に、この税負担の財源を確保するため、センターが、会員への配分金から消費税相当額を減ずる等の会員との取引条件を見直すと、社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」により地域社会に貢献しようと努力している会員のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすと懸念される。また、人生100年時代を迎え、国の目指す生涯現役社会の実現にも逆行すると考える。消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、少額の収入しかない会員の手取額を減少させることなく、センターの安

定的な事業運営が可能となる措置を強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」。以上です。

藤岡修美委員長 ただいまの意見書について意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、この意見書を提出することについて、皆様の賛否を問います。この意見書の提出に賛成される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成でこの意見書を提出することに決定しました。引き続き閉会中の継続調査事項について審議します。お手元に配布していますが、この内容でよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）この内容を継続調査事項に決定いたします。以上で産業建設常任委員会を終わります。お疲れ様でした。

---

午後3時50分 散会

---

令和4年（2022年）3月16日

産業建設常任委員長 藤岡修美